

令和3年9月30日までの間における、基本報酬への

1/1,000相当上乗せ単位数の算出方法について (全ての障害福祉サービス等共通)

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
身体日0.5	1 1 1 1 1 1	2 5 5	3	7 6 5
居介特地加算	1 1 6 0 1 5	1 1 5	1	1 1 5
居介喀痰吸引等支援体制加算	1 1 6 1 0 0	1 0 0	1	1 0 0
令和3年9月30日までの上乗せ分【居介】	1 1 Z Z 0 1	1	1	1
居介処遇改善加算I	1 1 6 7 1 5	2 6 9	1	2 6 9

令和3年4月1日から令和3年9月30日までのサービス提供実績に基づく報酬請求について、基本報酬に+0.1% (1/1,000)相当の上乗せを行う。
 (例示は介護給付費・訓練等給付費等明細書だが、全ての障害福祉サービス等に共通する内容である。)

「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定対象となる基本報酬

サービス種類コード	1	1		
サービス利用日数	1	日		
給付単位数		1	2	5 0
単位数単価	1	0	0	0 円/単位
総費用額	1	2	5	0 0
1割相当額		1	2	5 0
利用者負担額②		1	2	5 0
上限月額調整(②)の内少ない額		1	2	5 0
A型減免				
事業者減免額				0
減免後利用者負担額				0
調整後利用者負担額				0
上限額管理後利用者負担額		1	2	5 0
決定利用者負担額		1	2	5 0
請求額	1	1	2	5 0
自治体助成分請求額				0

■ 令和3年9月30日までの上乗せ分

サービス別に、基本報酬の合計単位数に0.1%を乗じた単位数を算定する。
 (端数処理は四捨五入を原則とし、端数処理により0単位となる明細書については、1単位の上乗せを行う。)

<記載例の場合>

$$\text{基本報酬の合計単位数 (765単位)} \times 0.1\% = 0.765 \div 1 \text{ (端数処理後)}$$

※特定事業所加算、特別地域加算、同一建物減算、処遇改善加算、処遇改善特別加算、特定処遇改善加算の計算対象には、「令和3年9月30日までの上乗せ分」の報酬を含める。

請求額集計欄

給付費明細欄